

## 宇部市地域密着型スポーツチーム共創まちづくりアドバイザー業務委託仕様書

### 1 業務目的

本市は、市民、地域、企業、宇部市がプロスポーツ・トップリーグチームと交流・連携し、スポーツのまちとしての魅力向上と市民が愛着と誇りを共有できるまちづくりに取り組んでいる。

また、大学生をはじめ多くの若者が暮らしているという本市の地域特性を活かし、アーバンスポーツを推進することで、宇部らしい若者文化を広く発信し、本市の魅力を高め、若者が集い賑うまちづくりを目指している。

この中、スポーツの持つ力には、観光、教育、食、健康など、スポーツを起点として新しい産業価値を生み出すことから、スポーツを通じた地域活性化や健康増進など、様々な面で期待できることから、これまでの取組をさらに進めて、先駆的なスポーツ振興都市としての魅力をアピールしていくため、本業務は、

- ・プロスポーツやアーバンスポーツを活用したまちづくりビジョンの策定
- ・プロスポーツチームやアーバンスポーツ連携
- ・アーバンスポーツイベントの企画運営サポート
- ・スポーツ交流施設整備に向けた事業スキームの提案
- ・スポーツビジネスにおけるDX化への支援

を行うことを目的とする。

### 2 業務名

宇部市地域密着型スポーツチーム共創まちづくりアドバイザー業務委託

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日までとする。

### 4 業務内容

#### (1) プロスポーツ・アーバンスポーツを活用したスポーツまちづくりビジョン策定

##### ① スポーツ振興都市としてのブランディング

本市が全国にプロスポーツやアーバンスポーツ振興都市として認知してもらうために市が取り組むべき施策を整理する。

- ・スポーツ振興に関する情報発信
- ・人材育成
- ・市民参加型のスポーツイベント常態化
- ・スポーツビジネス創出の可能性
- ・スポーツツーリズムの強化
- ・アスリートセカンドキャリアサポート社会情勢 など

##### ② ウォークブルシティと連携したアーバンスポーツによる中心市街地の活性化

本市が進めるウォークブルシティと連携したアーバンスポーツによる中心市街地活性化に向けた戦略や企画等を整理する。

- ・交流人口拡大に向けた戦略
- ・アーバンスポーツ企画・運営手法 など

### ③プロスポーツ・トップチームの基盤強化

本市に拠点を置くプロスポーツ・トップチームの基盤強化策を整理する。

- ・市、トップチームの役割・取組
- ・トッププロスポーツチーム・アーバンスポーツの連携の場創出
- ・各種運営資金獲得手法

### ④スポーツ施設のスマート・ベニュー化

将来整備を想定しているスポーツ施設において、民間活力を導入し、エリアマネジメントとともに収益力を向上するためのスマート・ベニュー手法について整理する。

- ・具体的事例
- ・スポーツ施設の現状調査・改善案検討
- ・プロジェクト推進（資金調達・建設計画）手法

### ⑤ビジョン製本

ビジョンの製本を行い、次のものを納品すること。（納品予定：令和6年3月末）

【印刷製本】

- ・A4判、カラー刷、20頁程度とし100部作製
- ・電子データ（Word及びPDF等）

を作成すること。

編集については、企画、デザイン、グラフ作成、イラスト作成、レイアウトなどを受託者が提案し、市と調整し確定する。なお、校正回数については、市と受託者において調整し決定する。

### (2)ウォークブルシティと連携したアーバンスポーツイベントの企画運営サポート

本市が進めている中心市街地でのウォークブルシティと連携したアーバンスポーツイベントに関する企画提案や運営支援を行う。

想定しているアーバンスポーツイベント回数 4回／年

### (3)プロスポーツチーム及びアーバンスポーツ連携の場づくり

市民に夢や希望を与える「スポーツの力」の体感やスポーツを生かしたまちづくりに向け、また、相互の課題や好事例の共有化を図るため、本市をホームタウンとするプロスポーツチーム、アーバンスポーツ競技者や団体の連携の場を創出する。

### (4)中心市街地の活性化に寄与するスポーツ交流施設（クラブハウス）整備の事業スキームの提案

賑わい創出が図れ、市民が気軽にスポーツを楽しめ、プロチームの練習、スポーツ教室、スポーツ大会やイベントなどが開催できる複合機能を持つスポーツ交流施設（クラブハウス）を中心市街地に整備する事業スキームの提案。

## 5 成果品

調査資料、記録、基礎調査報告書の電子データで電子記録媒体に保存したものと印刷物 2部

## 6 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとし、本業務により得られた成果

品、資料、及び情報等について、受託者は委託者の許可なく第三者に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。

## 7 打ち合わせ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と綿密に打ち合わせを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、委託者に提出すること。

## 8 検査

- (1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。検査を行い、委託者の承認を得られない成果品は無効とする。
- (2) 業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

## 9 費用負担

- (1) 業務に必要な資材、器具、消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務に伴う光熱水費は求償しない。

## 10 支払方法

支払は、業務完了払いとする。

## 11 契約保証金

受託者は、契約締結時に宇部市財務規則に従い所定の手続きを行うこと。

## 12 その他

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、委託者と十分な協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務に関連する最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、委託者について定期的に報告を行うとともに、委託者の求めに応じて報告を行うこと。
- (6) 受託者は、個人情報保護に関する法律や宇部市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後または契約解除後も同様とする。
- (7) 受託者は、原則として本業務の大半を第三者に再委託してはならない。
- (8) 天変地異による被災や感染症等の感染拡大状況等により、事業の中止または実施方法を変更する可能性が生じる場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

- (9) 本業務の履行にあたり必要となる資料等については、その都度委託者から提供する。受託者は、本業務において委託者から貸与される資料等について、受託者は資料の重要性を認識し、資料の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用后、速やかに返却すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。